

県民意見の募集について

| | |
|----------|---|
| 計画等の案の名称 | 盛土規制法の施行に関する条例等の整備 |
| 意見募集の趣旨 | <p>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）による規制の開始に当たり、盛土規制法により自治体の条例や規則で定めることができることとされた事項その他の法の施行に必要な事項について、条例及び規則を定めます。</p> <p>このたび、条例及び規則の案の骨子を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。</p> <p>また、盛土規制法による規制の前提となる規制区域について、基礎調査を行い、規制区域の案を策定しましたので、併せて御意見を募集します。</p> |
| 意見の提出期間 | 令和6年9月20日（金）から令和6年10月18日（金）まで （郵送の場合は、当日消印有効） |
| 意見の提出方法 | <p>郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（書式自由）を提出してください。</p> <p>なお、御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p> |
| 意見の提出先 | <p>1 郵送の場合 〒420-8601 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号（県庁西館6階） 静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-3553</p> <p>3 電子メールの場合 moridol10@pref.shizuoka.lg.jp</p> |
| 問い合わせ先 | 静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課 電話番号 054-221-2264 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、個別には回答いたしませんので御了承ください。 電話での御意見は御遠慮ください。必ず上記「意見の提出方法」によっていただきますようお願いいたします。 |